

経済産業省

20190416貿局第2号
輸入注意事項2019第23号
経済産業省貿易経済協力局

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部改正について

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月10日から施行する。

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）

改正後	現行
<p>上記貨物の輸入については、平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成31年5月10日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、下記の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から3までに定める書類を提出してください。</u></p>	<p>上記貨物の輸入については、平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成28年6月4日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、次の1に掲げる書類を提出してください。</u></p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 <u>くろまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）からの輸出後に経由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存しない場合</u> <u>大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）の電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書（以下「電子漁獲証明書」という。）を紙に印字したもの 1通</u> ただし、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合には、上記書類を、<u>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本及び写し（各1通）をもって代えることができる。</u></p> <p><u>（1）平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）の場合</u> <u>（2）太平洋くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）の場合</u> <u>（3）ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合</u></p> <p>2 <u>旗国等からの輸出後に経由国等が存する場合</u> <u>ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書（以下「電子再輸出証明書」という。）及び電子漁獲証明書を紙に印字したもの 1</u></p>	<p>1 <u>くろまぐろ漁獲証明書</u> <u>ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したもの 1通</u> ただし、次のa)からc)のいずれかに該当する場合には、上記書類を、<u>当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本及び写し（各1通）をもって代えることができる。</u></p> <p><u>a)平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）の場合</u> <u>b)太平洋くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）の場合</u> <u>c)ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合</u></p> <p>2 <u>くろまぐろ再輸出証明書</u> <u>次に掲げる書類とする。</u> <u>ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書及び漁獲証明書を紙に印字したもの 各1通</u></p>

通

ただし、次の(1)に該当する場合には、上記書類を次の(2)に掲げる書類をもって代えることができる。

(1) 次の①から④までのいずれかに該当する場合

- ① 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ(トウナス・ティヌス)の場合
- ② 太平洋くろまぐろ(トウナス・オリエンタリス)の場合
- ③ ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合
- ④ 旗国等からの輸出後にICCAT加盟国等以外の経由国等が存する場合

(2) 次の①及び②に定める書類

- ① 最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書(別紙様式2)の原本及び写し 各1通
- ② (ア) 経由国等が一つの場合
 - ・ 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写し又は電子漁獲証明書を紙に印字したものに最終経由国等の政府職員等が確認したものの原本及び写し 各1通(イ) 経由国等が複数存する場合
 - ・ 各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写し又は電子再輸出証明書を紙に印字したものに各経由国等の政府職員等が確認したものの原本及び写し 各1通
 - ・ 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写し又は電子漁獲証明書を紙に印字したものに各経由国等の政府職員等が確認したものの原本及び写し 各1通

(注) 漁獲証明書及び再輸出証明書の原本は、税関において確認後、返却されます。

3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類の原本(電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。)を提出できない場合

輸入者の責めに帰することができない事由として(1)に掲げる場合に該当するときは、(2)に掲げる書類を提出してください。

(1) 次の①から③までのいずれかに該当する場合

- ① 輸出者又は政府職員等の責めに帰すべき事由による場合

ただし、次のa)からd)のいずれかに該当する場合には、上記書類を、下記の①、②又は③の書類をもって代えることができる。

- a) 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ(トウナス・ティヌス)の場合
- b) 太平洋くろまぐろ(トウナス・オリエンタリス)の場合
- c) ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合
- d) 旗国等からの輸出後にICCAT加盟国等以外の経由国等が存する場合

- ① 最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書(別紙様式2)の原本及び写し 各1通
- ② 旗国等の政府職員等が認証した漁獲証明書の写し又はICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したものであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通
- ③ 複数の経由国等が存する場合は、①に加え、漁獲証明書の写し又はICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したものと及び再輸出証明書の写し又はICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書を紙に印字したものであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

(注) くろまぐろ漁獲証明書及びくろまぐろ再輸出証明書の原本は、税関において確認後、返却されます。

(新設)

- ② 航空会社又は郵送業者が、書類を遅配、誤郵送又は紛失した場合
③ その他輸入者の責めに帰することができない事由により、上記1又は2に定める書類の原本を提出できない場合

(2) 次の①及び②に定める書類

- ① 上記1又は2に定める書類の写し 1通
② 通関時の提出書類について(別紙様式3) 1通

(注1) 税関に提出した上記3(2)①の原本(電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。)は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出してください。

(注2) 上記3(2)において税関に提出した書類に説明書(別紙様式4)(ただし、ICCATの電子漁獲証明システムの不具合による場合は除く。)を付して、直ちに経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください(電子メール又はFAXに限る。)

<提出先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て
メール:tuna@meti.go.jp FAX:03-3501-6006

(別紙様式1)・(別紙様式2) (略)

(別紙様式3)

通関時の提出書類について

年 月 日

輸入者名
代表者名(押印又は署名)
住 所
電話番号

本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて(平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号)の3(1)に掲げる場

(別記様式1)・(別紙様式2) (略)

(新設)

合に該当するため、3（2）①の書類（証明書番号：_____）を提出します。

なお、当該書類の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出します。

以上

担当部署名_____

担当責任者名_____

電話番号_____

F A X_____

（通関業者連絡先）

業者名_____

担当者名（押印又は署名）_____

電話番号_____

（別紙様式4）

説 明 書

1. 原本を提出できなかった理由

2. 今後の改善策

3. 原本の回収方法

（新設）

